

<就労選択支援>

【令和7年10月1日現在】

事業所名	就労支援事業所リエゾン		
事業の種類	就労選択支援	事業所番号	第1710105824号
事業所の所在地	石川県金沢市茨木町67番地		
	076-208-3015	管理者	中山 肇
運営方針	1. 就労に必要な知識及び能力の評価や必要とされる事項の整理その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 2. 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する。 3. 利用者の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係機関との連携に努めるものとする。 4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。		
サービス内容	1. アセスメントの実施 2. 多機関によるケース会議の開催 3. アセスメント結果の作成 4. アセスメントの結果の提供 5. 事業者等との連絡調整 6. 生活相談 7. 健康管理		
営業日	月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く）		
営業時間	午前8時30分～午後5時15分		
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時00分		
事業の実施地域	金沢市		
従業者の職種、員数	管理者：1名（兼任）、就労選択支援員：1名（兼任）		
事故発生及び緊急時の対応について	利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等、必要な処置を講じるほか、家族等へ速やかに連絡いたします。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。		
苦情相談窓口	窓 口：就労支援事業所リエゾン		
	担当者：山口 早紀		
	連絡先：076-208-3015		
第三者評価の実施状況	実施の有無（有/無）		
利用料	訓練等給付費から給付されるサービス利用料金		
	☐ 指定就労選択支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町から基準額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はその1割とします。ただし、市町が定める月額負担上限額の範囲内とします。		
その他の費用	☐ 日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者に負担していただくことが適当であるもの：実費		
サービス利用に関する留意事項	・利用者は、宗教活動、政治活動、営利活動、飲酒、暴力等、他の利用者に迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。 ・利用者は、管理者や就労選択支援員等と協力し、施設内の秩序を保ち相互親睦に努める。 ・利用者は、施設内の清潔・整頓、その他の環境衛生の保持のために協力する。 ・利用者は、指定場所以外での喫煙をしない。 ・利用者は、お互いに金品の貸し借りをしない。		